

5-4. 学校法人作陽学園役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人作陽学園（以下「法人」という）の寄附行為第36条の規定に基づき、役員
の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、法人に置いて勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 役員
の報酬等とは、報酬、退任慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上
の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員
の報酬等には、法人の給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費を
いう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤役員に対しては、役員としての報酬等は支給しない。
- (2) 非常勤役員に対しては、報酬及び退任慰労金を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 非常勤役員の報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 退任慰労金 別表第2に定める算式により算出される額

(報酬等の支給日方法)

第5条 非常勤役員の報酬等の支給日は理事長が定める。

(費用)

第6条 役員が会議又は業務のため出勤または出張した場合は、旅費等を支給する。

2. 旅費等の額・支払い方法等は理事長が定める。
3. 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準と
して公表する。

(その他)

第8条 この規程の運用について必要と認めた事項については、理事長が定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1. この規程は昭和59年4月1日から施行する。

1. 昭和 62 年 6 月 1 日一部改正し、同日から施行する。
1. 平成 11 年 4 月 1 日一部改正し、同日から施行する。
1. 令和 2 年 4 月 1 日一部改正し、同日から施行する。

別表第 1 (非常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事	年額 20 万円
監事	年額 10 万円

別表第 2 (非常勤役員の退任慰労金)

在任年数×5 万円

※上記在任年数は就任から退任までの 1 か年単位とし、1 年未満の端数年は、1 年に切り上げる。

※在任期間は他の職務との兼任期間を除いた期間とする。

※死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給するものとする。